平成２１年（フ）第１３９号
北海道夕張郡長沼町東町南１丁目１番32号
債務者　山本　雅也
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５０号
北海道岩見沢市２条東９丁目１－９－８号棟土崎まゆみ方、住民票上の住所北海道岩見沢市北本町東９丁目２番10号
債務者　清水　敏彦
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１８０号
北海道岩見沢市南町８条５丁目10番２号　ハイツデノンＡ105号
債務者　平澤　達也
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２０５号
北海道夕張市南清水沢４丁目25番地15
債務者　酒井　四朗
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１２号
北海道美唄市字美唄1440番地右７号
債務者　元沢　仁志
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３５号
青森県十和田市大字三本木字西小稲174番地12
債務者　川村真由美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１４１号
山形県鶴岡市朝暘町４番24号　切添マンション202号室
債務者　本田　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１２４８号
さいたま市大宮区桜木町４丁目522番地６
債務者　目野　　洋
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２３号
埼玉県久喜市栗原４丁目７番地11
債務者　千家　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２４号
埼玉県久喜市栗原４丁目７番地11
債務者　千家　京子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４３号
埼玉県北本市栄７番地１―12―504
債務者　高橋　清明
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６９号
埼玉県戸田市川岸３丁目７番７号株式会社福田組戸田寮100号室、旧住所埼玉県川口市芝３丁目４番13号　ヴィーヴ川口
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０６号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目10番31号　野島荘２Ｆ
債務者　小森　敏美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４２８号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―10―306
債務者　星　　桂織
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３８号
埼玉県戸田市喜沢２丁目８番地の28エンジェルハイツ101号室
債務者　小峯　幸夫
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３９号
さいたま市桜区田島５丁目20番11号　メゾン・ド・ベルソー203
債務者　松田亜沙美（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５４号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字西大輪1548番地白石ハイツＤ―202号、旧住所埼玉県戸田市美女木８丁目10番地の１　ＷＡＫＯ２―205号室
債務者　橋本　実樹
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係